

居宅訪問型認可外保育施設 設置者様

こども青少年局保育・教育運営課担当課長

令和 8 年度認可外保育施設運営状況報告書の提出について（依頼）

平素より、横浜市保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。

毎年、児童福祉法第 59 条の 2 の 5 に基づき、各認可外保育施設の運営状況について報告書を御提出いただいております。令和 8 年度についても、以下のとおり御提出いただきますよう、お願いいたします。

1 対象施設

令和 8 年 3 月 31 日以前に事業開始した全ての認可外保育施設

2 提出期限

令和 8 年 5 月 25 日（月）

3 提出方法

横浜市電子申請・届出システムより回答してください。

添付資料について、万が一、アップロードが困難な場合は、別添の提出票を添付のうえ、事業所が所在する（またはお住いの）区役所こども家庭支援課に郵送にて提出をお願いします。

4 提出フォーム URL

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/df831ece-f8aa-497f-acac-2bdcfe138847/start>

【二次元コード】



※今回の届出は、ログインを行わないと回答することができません。

※アカウント情報を持っていない場合には、新規で登録をしてください。

5 報告時点

令和 8 年 4 月 1 日時点の状況で回答してください。

裏面あり

6 その他

- (1) 電子申請・届出システムの操作方法は、別添資料を確認してください。
- (2) 添付資料についても、原則電子申請にて提出してください。万が一、アップロードが困難な場合には、別添の提出票を添付のうえ、事業所が所在する（またはお住いの）区役所子ども家庭支援課に郵送にて御提出ください。
- (3) 現時点で事業を実施していない場合は、添付の「認可外保育施設[休止・廃止]届出書」を事業所が所在する（またはお住いの）区役所子ども家庭支援課に御提出ください。その場合、運営状況報告書の提出は不要です。

7 問合せ先

- (1) 横浜市電子・届出申請システムについて
横浜市電子・届出申請システムサポートセンター
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b7977ff0-9301-4ddb-b712-181c2396de01/start>
- (2) 運営状況報告の内容、添付書類について
事業所が所在する区役所子ども家庭支援課

鶴見区	045-510-1816	保土ヶ谷区	045-334-6397	青葉区	045-978-2428
神奈川区	045-411-7046	旭区	045-954-6173	都筑区	045-948-2472
西区	045-320-8477	磯子区	045-750-2435	戸塚区	045-866-8485
中区	045-224-8172	金沢区	045-788-7795	栄区	045-894-8463
南区	045-341-1149	港北区	045-540-2280	泉区	045-800-2413
港南区	045-847-8498	緑区	045-930-2331	瀬谷区	045-367-5697

8 添付資料

- (1) 横浜市電子申請・届出システム操作方法
- (2) 郵送用提出票
- (3) 認可外保育施設[休止・廃止]届出書

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課

認可外保育施設担当 田邊・杉山

TEL:045-671-3564/MAIL:kd-ninkagai@city.yokohama.lg.jp